健康増進事業実施者に対する「健診の指針」が告示

制度間で異なる保健事業の基本的な共通事項を定め、生涯にわたる健康増進に向けた健診をめざす

昨年5月に施行された健康増進法では、国民が生涯を通して自主的な健康増進に努めるのを支援するために、健診の実施や結果の通知などについて指針を策定するよう定めている（法第9条）。これを受けて厚生労働省は、指針策定に向けた検討会を設置して指針の内容を検討してきたが、指針案に対するパブリックコメントの募集を経て最終的な指針を策定し、6月14日告示した。指針（健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針）は、①健診の基本的な考え方、②健診の実施に関する事項、③健診結果の通知と保健指導、④健診結果など情報の継続のあり方、⑤個人情報の取り扱い、の5項目からなり、各制度で異なる保健事業の基本的な共通事項を定めている。指針は8月から実施されることになっており、市町村や事業所、健保組合、健診機関など健康増進事業実施者は、この指針に基づいて健診を行なうことになる。

健診の基本的考え方

指針では、まず健診の基本的考え方を、次のように示している。

健診は、それによって疾病を早期発見し、早期治療につなげると共に、健診結果を踏まえて、栄養指導や運動指導など生活習慣改善の保健指導を行なうことにより、疾病の予防および疾病の進行防止、並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促す、という観点から実施するとしている。

しかし、現在、健診およびその結果を踏まえた保健指導などは、各法律に基づいた制度でそれぞれに行なわれているが、相互の連携がなく、生涯を通した健診情報の継続がないため、健診が国民の自主的な健康増進に必ずしも活用されていないのが現状である。

たとえば、制度間で健診の検査項目や検査方法が異なっているとか、精度管理が適切に行なわれていないため検査結果の比較ができない、という問題がある。また、健診結果を踏まえた栄養指導などの保健指導が十分でないため、受診者の自主的な健康管理につながっていないとか、健診結果を踏まえた集団の健康課題の明確化と、それに基づいた保健指導が十分に行なわれていない、といった問題もある。さらに、健診結果や保健指導の内容が各健康増進事業実施者間で継続されず、有効に活用されていない、健診結果など個人情報の保護が不十分、などの問題もある。

このため指針では、健康増進事業実施者（以下「事業実施者」）が適切な健康増進事業を実施できるよう、健診の実施、健診結果の通知と保健指導、健康手帳による健診結果に関する情報の継続のあり方や個人情報の取り扱いなどについて、各制度に共通する基本的な事項を定めた。そして、事業実施者に対して、この指針に基づいて国民の健康増進に向けた自主的な取り組みを進めるよう定めている。

健診の実施に関する事項

指針では、「健診の実施に関する事項」として、2つのことを定めている。1つは「健診のあり方」、もう1つは「健診の精度管理」である。

そのうち「健診のあり方」では、事業実施者に対して次の5項目にわたる事項を求めている。

①健診を受けることによって受診者自らがその健康状態を把握し、生涯を通じた健康の増進に役立てることができるよう、健診の目的や意義、実施内容などについて十分説明するとともに、未受診者に対しては受診を促すよう配慮すること。

②健診実施に際しては、ライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮し、他の制度で健診を受けた場合には、各制度間および制度内の整合性をとるために必要な相互の連携を図ること。

③健診の検査項目や検査方法は、科学的知見の蓄積を踏まえて必要な見直しをすること。

④検査項目や検査方法の設定や見直しをする場合、ライフステージや性差に応じた健康課題に配慮するとともに、科学的知見の蓄積を踏まえて、疾病の予防や発見に有効かどうかを検討すること。

⑤受診者にはあらかじめ検査項目について知らせ、法令で義務化されている項目以外で受診者が希望しない項目がある場合は、受診者の意思を尊重すること。また、義務化以外の項目で、とくに個人情報について最大限の配慮が望ましい項目がある場合は、事前に受診者に実施の同意を得ること。

また「健診の精度管理」については、次の6項目にわたる事項の実施を求めている。

①検査結果の正確性を確保するとともに、検査実施者や精度管理実施者が異なる場合でも、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、不必要な再検査や精密検査を減らすなど、健診の質の向上のために必要な措置を講じること。

②健診実施の際には、内部精度管理および外部精度管理を適切に実施するよう努め、精度管理の実施状況を健康増進事業の対象者にPRするよう努めること。

③内部精度管理として、健診実施の管理者の配置などの管理体制、健診実施の手順、健診の安全性の確保、検査方法、検査結果の基準値、判定基準など検査結果の取り扱い、検体の採取条件や保存条件、提出条件、検査用機械器具、試薬、標準物質などの管理についての記録および記録の保存、検査結果の保存および管理、などの事項を考慮した規定を作成するなど適切な措置を講じるよう努めること。

④外部精度管理としては、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること。また、複数の異なる外部精度管理調査を受けるなどして、健診実施者として必要な外部精度管理を実施するよう努めること。

⑤健診を外部機関に委託する場合も、内部精度管理、外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、その実施について報告を求めるなど委託先に対して適切な管理を行なうこと。

⑥健診を実施する者に対して研修などを行い、知識や技能の向上を図ること。

健診結果の通知と保健指導

健診結果の通知とそれを踏まえた保健指導に関しては、次の7項目にわたる事項を定めている。

①健診実施後速やかに受診者に通知すること、

②健診結果を本人に通知するだけでなく、その結果に基づいて疾病の予防や生活習慣改善のために栄養指導などの保健指導を実施すること。

保健指導の内容は、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康保持など、生活習慣の改善を含む健康増進に関する事項の他、疾病を理解するための情報の提供や再検査、精密検査および治療のための受診の勧奨を含む。

③保健指導の実施に当たっては、健診結果、受診者の発育・発達の状況、生活状況、就労状況、生活習慣などを把握し、生活習慣の改善に向けて本人が行動変容の方法を選択できるよう配慮すること。

また、保健指導は個人や集団を対象として行なうが、それぞれの特性を踏まえて実施し、個人を対象の場合は、その内容の記録を本人に提供するよう努めること。職域では、勤務形態に配慮したうえで保健指導の時間を確保するなど、「受けやすい」環境づくりに配慮すること。

④健診結果を通知する際に適切な保健指導ができるように、その実施体制の整備を図ること。さらに、受診者の求めに応じて検査項目に関する情報や健診結果、専門的知識に基づく助言、健康増進に向けての情報などを、提供したり相談できたりするよう必要な措置を講じること。

⑤保健指導に従事する者に研修を行なったり、指導の評価を行なったりして、保健指導の質の向上を図ること。

⑥保健指導を委託する場合は、適切に行なわれているかどうか、報告を求めるなど委託先に対して適切な管理を行なうこと。

⑦地方公共団体、事業実施者、医療機関など関係者は、健康づくり対策や老人保健、産業保健対策や医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、地域・職域の連携を図ること。

また、地域・職域の連携を推進するにあたり、関係機関から構成される協議会などを都道府県単位で設置するとともに、地域の特性を生かす観点から地域単位（保健所の所轄区域など）でも関係機関からなる協議会などを設置するよう努めること。

健診結果情報の継続のあり方

指針では、健診結果情報の継続は、受診者の健康の自己管理や疾病の予防および進行の防止に役立ち、生涯にわたる健康増進に重要な役割を果たすことを強調し、次の5項目にわたる事項を求めている。

①健診結果情報を継続させるために必要な措置を講じること。

②生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果情報は、健診結果、保健指導の内容、既往歴（アレルギー歴を含む）、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期などの記録、輸血歴など。

③健診結果情報の継続は、健康手帳を活用することによって健康の自己管理をする観点から、本人が主体となって行なうことを原則とする。当面は、各制度のもとで公布されている既存の健康手帳などを活用することにより、また今後は、統一された生涯にわたる健康手帳が公布されれば、それによって健診結果情報の継続を図ること。

④健診結果情報を継続させるための健康手帳の内容は、健診結果の記録、生活習慣に関する記録、健康増進に向けた自主的な取り組み、受診医療機関の記録、健康増進に向けて必要な情報および知識などの項目が含まれることが望ましい。また様式は、記載が容易で、保管性・携帯性に優れているものが望ましい。

⑤健診結果情報の継続のために、事業実施者は、情報を継続して健康管理に役立てるよう本人に働きかける、職場や住所などを異動する際に、本人が希望すれば、異動元の事業実施者が保存・管理している健診結果を本人に提供するとともに、異動先の事業実施者にその情報を提供するよう勧奨する。また本人の同意を前提に、異動先の事業実施者に健診結果情報を直接提供するよう必要な工夫をすること。

個人情報の取り扱い

指針では、健診結果など個人情報の取り扱いについて、事業実施者に対して、次の6項目の事項を定めている。

①適正な取り扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、利用目的の特定、利用目的による制限、第三者提供の制限など、個人情報保護法の規定（法令）を遵守すること。

②取り扱う個人情報の量などにより法令の規制対象となっていない事業実施者も、健診結果など個人情報については、法令の目的に沿うよう努めること。

③取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止など個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置として守秘義務規定の整備、個人情報の保護・管理を行なう責任者の設置、従業員への教育研修の実施、苦情受付窓口の設置、不正な情報入手の防止などの措置を講じるよう努めること。

④個人情報の取り扱いを委託する場合は、委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督として、委託契約の内容に記載するなど、前項の③に規定する措置を講じさせること。

⑤以上に掲げた内容を含む個人情報の取り扱いに係る方針を策定、公表、実施し、必要に応じて見直し、改善するよう努めること。

⑥個人情報を公衆衛生の向上を目的として行なう疫学研究のために研究者らに提供する場合、あらかじめその研究者らに対して、関係する指針を遵守するなど適切な対応をすることを確認すること。